

女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の報告及び 同法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

令和7年9月公表

宝塚市消防本部

1 女性活躍推進法第19条第6項の規定に基づく実施状況の報告

(1) 採用試験受験者の女性割合

男性	女性	合計	女性の割合
139	8	147	5.4%

(2) 女性職員の採用割合

男性	女性	合計	女性の割合
9	1	10	10.0%

(3) 中途採用の男女別実績

男性	女性	合計	女性の割合

※消防本部は中途採用を実施していない。

(4) 職員の女性割合(令和7年4月1日時点)

男性	女性	合計	女性の割合
234	12	246	4.9%

(5) 年代別離職率

年代	男性	女性
24歳以下	0.0%	0.0%
25歳～29歳	0.0%	0.0%
30歳～34歳	3.0%	0.0%
35歳～39歳	1.9%	0.0%
40歳～44歳	0.0%	0.0%
45歳～49歳	0.0%	0.0%
50歳～54歳	0.0%	100.0%
55歳～59歳	0.0%	0.0%

(6) 男女別育児休業取得率及び取得期間の分布状況

男性	女性
21.4%	100.0%

【男性】

5日未満	5日以上 2週間未満	2週間以上 一月以下	一月超 三月以下
0.0%	0.0%	0.0%	66.6%
三月超 六月以下	六月超 一年以下	一年超 一年半以下	一年半超
33.3%	0.0%	0.0%	0.0%

【女性】

5日未満	5日以上 2週間未満	2週間以上 一月以下	一月超 三月以下
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
三月超 六月以下	六月超 一年以下	一年超 一年半以下	一年半超
0.0%	0.0%	50.0%	50.0%

(7) 男性の配偶者出産休暇等取得率及び取得日数の分布状況

	取得者数	取得率	取得日数の分布状況
取得者合計	13	92.9%	100.0%
1日以上5日未満	5		38.5%
5日以上取得	8		61.5%

(8) 超過勤務の状況及び超過勤務上限の職員数(1ヶ月の平均値)

超過勤務 (月平均)	超過勤務上限(月45h)の 職員数(月平均)
5.4時間	0人

(9) 年次休暇取得状況

平均取得日数	5日未満取得者 割合
13.1日	0.0%

(10) 役職別女性割合(令和7年4月1日時点)

役職	男性	女性	合計	女性の割合
本庁部局長相当職	1	0	1	0.0%
本庁次長相当職	5	0	5	0.0%
本庁課長相当職	14	0	14	0.0%
本庁係長相当職	64	1	65	1.5%
一般職	150	11	161	6.8%

※管理職の女性割合（上記役職の内、本庁課長級相当職以上が管理職）…0.0%

(11) 職員の職業生活と家庭生活との両立に資する環境整備の実績

職員研修
平日の日中に限定して活動する機動救急隊を発足した(令和6年10月)
職員の健康増進を図るため健康管理研修会を実施した(令和6年12月)

(12) セクハラ等ハラスメント対策の整備実績

職員研修
ハラスメント研修を年3回実施した

2 女性活躍推進法第21条の規定に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

(1) 採用者に占める女性割合(令和7年4月1日採用)

男性	女性	合計	割合(実績値)	目標値
9	1	10	10.0%	50.0%

※目標値は宝塚市の目標であり、消防本部は対象外です(消防本部独自の目標値は設定無し)

(2) 男女別育児休業取得率(令和6年度新規取得者)

性別	対象者	育児休業取得人数	育児休業取得率	目標値
男性	14	3	21.4%	30.0%
女性	2	2	100.0%	100.0%
合計	16	5	31.3%	

※目標値は宝塚市の令和8年3月31日時点の目標であり、消防本部は対象外です

※消防本部の目標値は性別にかかわらず令和7年度までに50%、令和12年度までに85%です

(3) 管理職に占める女性割合(令和7年4月1日現在)

男性	女性	合計	女性の割合(実績)	目標値
20	0	20	0.0%	30.0%

※管理職…副課長級以上の職員(特別職除く)

※目標値は宝塚市の目標であり、消防本部は対象外です(消防本部独自の目標値は設定無し)

(4) 男女別平均勤続年数

性別	平均勤続年数
男性	18.1年
女性	16.0年

3 女性活躍推進法第21条の規定に基づく職員の給与の男女の差異の情報公表

(1) 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— — —
全職員	87.8%

(2) 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

ア 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— — —
本庁課長相当職	— — —
本庁課長補佐相当職	— — —
本庁係長相当職	111.6%

イ 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— — —
31～35年	— — —
26～30年	79.9%
21～25年	85.3%
16～20年	73.8%
11～15年	— — —
6～10年	98.1%
1～5年	94.0%

【説明欄】

- ① 値が「—」の区分は女性職員がいないため、算出していません
- ② 休職、育児休業等のため、給与の支給が無かった月がある職員は、その状況を鑑み計算しています
(例: 育児休業のため半年間給与の支給が無かった ⇒ 0.5人として計算する)